



茨城県報

第 2390 号

平成24年6月4日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（障害福祉課）…………… 2
- 障害者自立支援法に基づく指定施設支援の指定の辞退（障害福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 4
- 保安林の指定の予定（7件）（林業課）…………… 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（漁政課）…………… 8
- 定款変更の認可（3件）（農村計画課）…………… 9
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 9
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 10
- 廃川敷地等の発生（河川課）…………… 10
- 土地改良区役員の就退任（4件）（農林事務所）…………… 10
- 土地改良区役員の退任（農林事務所）…………… 15

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 15
- 茨城県立国民宿舎「鶉の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶉の岬」の休業について…………… 15
（観光物産課）
- 落札者等の公示（3件）（下水道課）…………… 16

（ 企 業 局 ）

- 落札者等の公示（4件）…………… 17

訓 令

（ 教 育 委 員 会 ）

- 茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… 21

告 示

茨城県告示第637号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2893	映画	巨乳理髪店 乱れ揉みくちゃ	オーピー映画
2894	映画	ふがいない僕は空を見た	ステアウェイ
2895	映画	ホテル嬢 悦楽とろけ乳	オーピー映画
2896	映画	ムカデ人間2（原題）HUMAN CENTIPEDE 2	トランスフォーマー （イギリス、オランダ）

茨城県告示第638号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0810200253	特別養護老人ホーム小咲園	日立市諏訪町5丁目5番1号	社会福祉法人山桜会	短期入所	平成24年 3月31日

茨城県告示第639号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0812900165	ハミングハウス	神栖市矢田部 12642-12	社会福祉法人しあわせ会	指定知的障害者通所授産施設	平成24年 3月31日

茨城県告示第640号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成24年 6 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ケースホールディングス

代表取締役 遠 藤 裕 之

(2) 住所

水戸市柳町一丁目13番20号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ結城店

結城市結城南部分四土地区画整理事業56街区7画地 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ケースホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	遠 藤 裕 之

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年 1 月25日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,056㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 86台

イ 駐輪場の収容台数 32台

ウ 荷さばき施設の面積 45㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 16㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時30分

(閉店時刻) 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時～午後 9 時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成24年 5 月24日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課



茨城県告示第641号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ那珂東店

那珂市菅谷1622

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成24年2月6日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	遠 藤 裕 之

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年9月27日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,949㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 192台

(イ) 駐輪場の収容台数 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 45㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 27㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時30分

(閉店時刻) 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時～午後9時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時～午後9時

キ 届出年月日

平成24年1月26日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
那珂市	<p>1 廃棄物の処理について 事業系廃棄物は、事業主が自ら焼却施設・リサイクル施設へ搬入するか、収集業者に委託すること。</p> <p>2 騒音・振動対策について 工事期間中に特定建設作業をする際は、必ず届出を行うこと。</p> <p>3 水質汚濁防止について 敷地内の雨水の流末を確保し、敷地内に植栽等をする場合は、除草剤等の散布による周辺地域への地下水系に影響を及ぼさないように十分に配慮すること。</p>	<p>周辺地域の生活環境を保持するために、1～3の事項を遵守してほしい。</p>

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課



茨城県告示第642号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

常陸大宮市宇留野字上坪670番, 671番, 672番, 672番1, 673番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市に備え置いて縦覧に供する。)



茨城県告示第643号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

常陸大宮市小瀬沢字坏戸1357番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第644号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

常陸大宮市千田字大谷2393番3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第645号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

常陸大宮市長田字カシヤ2041番, 2043番, 2045番, 2046番, 2046番1, 2047番1, 2048番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第646号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

東茨城郡城里町大字大網字度丸614番5

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び城里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第647号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

東茨城郡城里町大字徳蔵字中山1173番1, 字初庭入1242

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び城里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第648号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字内大野字西境田2931番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第649号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の 申出を受ける漁業協同組合
行方市玉造甲1914-1 齊藤 邦夫 外1名	玉 造	霞ヶ浦漁業協同組合

茨城県告示第650号

天掛籠田土地改良区から平成24年3月31日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年5月28日認可した。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第651号

真瀬土地改良区から平成24年5月1日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年5月28日認可した。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第652号

岡郷土地改良区から平成24年4月13日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年5月28日認可した。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年6月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下入野水戸線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市酒門町1060番3地先から 水戸市元吉田町2191番1地先まで	旧 (A)	メートル 最大 8.1	メートル 746	
		最小 5.9		
	新 (A)	最大 8.1	746	
		最小 5.9		
(B)	最大 107.8	1,030	バイパス新設	
	最小 25.0			

茨城県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成24年6月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高田筑西線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字奥田字関向182番2地先から
筑西市大字奥田字関向651番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月6日

茨城県告示第655号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 那珂川水系涸沼川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年6月4日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
笠間市大淵字河原859番1地先	土 地	324.98㎡

茨城県告示第656号

茨城県那珂市額田北郷335番地に事務所を置く額田北郷土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年6月4日

茨城県県北農林事務所長 高 橋 敏 夫

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	根 本 明	那珂市額田北郷335番地
〃	宮 崎 博 夫	〃 〃 1120番地 1
〃	川 崎 保 道	〃 〃 582番地 2
〃	大 木 直 文	〃 〃 616番地 2
監 事	浅 野 益 之	那珂市額田北郷1000番地
〃	佐久山 繁 生	〃 額田東郷503番地
〃	伏 見 六	〃 額田北郷747番地 5

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	根 本 明	那珂市額田北郷335番地
〃	宮 崎 博 夫	〃 〃 1120番地 1
〃	川 崎 保 道	〃 〃 582番地 2
〃	大 木 直 文	〃 〃 616番地 2
監 事	佐久山 繁 生	那珂市額田東郷503番地
〃	岩 佐 茂	〃 額田北郷943番地
〃	伏 見 六	〃 〃 747番地 5

茨城県告示第657号

水戸市飯富町1954番地の2に事務所を置く飯富土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年6月4日

茨城県県央農林事務所長 宇 都 木 久 夫

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	伊 東 征 一	水戸市飯富町659番地の1
〃	大 津 勝 美	〃 〃 1463番地
〃	西 宮 秀 雄	〃 〃 1051番地
〃	美野輪 留 吉	〃 成沢町445番地の19
〃	大 津 孝 司	〃 飯富町1690番地
〃	綿 引 満	〃 〃 1235番地
〃	大 津 幸 美	〃 〃 1191番地
〃	村 沢 耕	〃 渡里町3336番地の2
〃	柏 雅 之	〃 飯富町1964番地の1
〃	綿 引 一 夫	〃 〃 5862番地の3
〃	小 沢 薫	〃 〃 2764番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	安 島 修 一	水戸市飯富町3305番地
〃	大 内 けい子	〃 岩根町778番地
監 事	矢 萩 要 一	水戸市飯富町3487番地の2
〃	鈴 木 兵 二	〃 〃 656番地
〃	綿 引 栄 次	〃 〃 2692番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	伊 東 征 一	水戸市飯富町659番地の1
〃	大 津 洋 司	〃 〃 1059番地
〃	安 島 武	〃 〃 2746番地の1
〃	柏 雅 之	〃 〃 1964番地の1
〃	村 沢 耕	〃 渡里町3336番地の2
〃	綿 引 弘 之	〃 飯富町144番地
〃	綿 引 修	〃 〃 649番地
〃	大 津 英 世	〃 〃 1067番地の1
〃	蓮 田 久 光	〃 柳河町790番地の3
〃	長 野 正 弘	〃 飯富町1631番地
〃	青 木 五 郎	〃 〃 2701番地
〃	鬼 澤 稔	〃 〃 4195番地の66
〃	斉 藤 忠	〃 成沢町986番地
監 事	小田木 貞 夫	水戸市藤井町557番地
〃	大 津 有	〃 飯富町1489番地の1
〃	山 崎 俊 男	〃 〃 3353番地

茨城県告示第658号

水戸市鯉淵町5779番地に事務所を置く播田実地区土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年6月4日

茨城県県央農林事務所長 宇 都 木 久 夫

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 野 茂 伸	東茨城郡茨城町大字野曾1723番地内口21
〃	箭 原 和 敏	〃 〃 〃 1723番地110
〃	川 瀬 政 夫	〃 〃 〃 1661番地 1
〃	村 田 征 一	〃 〃 〃 1725番地16
〃	栗 野 節 夫	水戸市鯉淵町5104番地の32
〃	渡 長 勝 男	〃 〃 5451番地
〃	中 村 公 徳	〃 〃 5681番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 忠	水戸市鯉淵町5736番地の1
〃	藤 枝 進	〃 〃 5592番地
〃	中 村 正 美	〃 〃 5756番地の2
〃	播田實 要 吉	〃 〃 5626番地
〃	播田実 俊 一	〃 〃 5624番地
〃	生 頭 勝 義	〃 〃 5484番地
〃	石 川 茂	〃 〃 5526番地の5
〃	前 田 忠	〃 〃 5072番地の2
〃	富 田 重 夫	〃 五平町1031番地
監 事	村 田 伸 一	東茨城郡茨城町大字野曾1724番地36
〃	鈴 木 道 雄	水戸市鯉淵町5734番地の2
〃	播田實 正	〃 〃 5072番地の7
〃	中 崎 正 治	〃 〃 4032番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	粟 野 節 夫	水戸市鯉淵町5104番地の32
〃	高 野 茂 伸	東茨城郡茨城町大字野曾1723番地内口21
〃	渡 長 勝 男	水戸市鯉淵町5451番地
〃	箭 原 和 敏	東茨城郡茨城町大字野曾1723番地110
〃	川 瀬 政 夫	〃 〃 〃 1661番地 1
〃	村 田 征 一	〃 〃 〃 1725番地16
〃	中 村 公 徳	水戸市鯉淵町5681番地
〃	鈴 木 忠	〃 〃 5736番地の1
〃	播田實 和 夫	〃 〃 5933番地の4
〃	中 村 正 美	〃 〃 5756番地の2
〃	播田實 要 吉	〃 〃 5626番地
〃	播田実 俊 一	〃 〃 5624番地
〃	生 頭 文 雄	〃 〃 5481番地の2
〃	石 川 茂	〃 〃 5526番地の5
〃	前 田 忠	〃 〃 5072番地の2
〃	富 田 重 夫	水戸市五平町1031番地
監 事	村 田 伸 一	東茨城郡茨城町大字野曾1724番地36
〃	鈴 木 道 雄	水戸市鯉淵町5734番地の2
〃	播田實 正	〃 〃 5072番地の7
〃	中 崎 正 治	〃 〃 4032番地

茨城県告示第659号

神栖市鰐川755番地に事務所を置く鰐川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法

律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年6月4日

茨城県鹿行農林事務所長 小 林 達 也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	人 見 隆	神栖市鰐川782番地
〃	塚 原 清 衛	〃 〃 521番地
〃	谷 藤 一 次	〃 〃 750番地
〃	大 竹 武 雄	鹿嶋市大字鰐川1番地
〃	岡 田 大 平	〃 〃 宮中298番地2
〃	給 前 已之夫	〃 〃 平井1180番地91
〃	高 塚 靖 一	神栖市下幡木68番地
〃	伊 藤 等	〃 大野原二丁目27番5号
〃	雑 賀 ヨシイ	〃 〃 〃 15番1号
〃	水 野 純 一	鹿嶋市大字平井20番地7
〃	若 林 昭 市	神栖市知手中央八丁目17番14号
〃	宮 川 幸 雄	〃 〃 九丁目13番19号
〃	古 徳 岩 男	〃 下幡木814番地
〃	堀 口 敬 一	鹿嶋市大字鰐川431番地
〃	今 村 太 一	〃 〃 谷原241番地
監 事	小 川 勇	鹿嶋市大字谷原318番地
〃	飯 塚 正 英	〃 〃 鰐川419番地
〃	沼 田 正	神栖市下幡木4042番地4

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	人 見 隆	神栖市鰐川782番地
〃	堀 口 敬 一	鹿嶋市大字鰐川431番地
〃	谷 藤 一 次	神栖市鰐川750番地
〃	給 前 已之夫	鹿嶋市大字平井1180番地91
〃	高 塚 靖 一	神栖市下幡木68番地
〃	伊 藤 等	〃 大野原二丁目27番5号
〃	雑 賀 ヨシイ	〃 〃 〃 15番1号
〃	水 野 純 一	鹿嶋市大字平井20番地7
〃	磯 野 眞佐一	神栖市知手中央九丁目2番7号
〃	末 廣 正 二	〃 〃 八丁目9番26号
〃	古 徳 岩 男	〃 下幡木814番地
〃	谷 村 實	〃 鰐川780番地
〃	飯 塚 正 英	鹿嶋市大字鰐川419番地
〃	野 口 嘉 久	〃 〃 谷原510番地
〃	小 堀 仁	〃 〃 佐田526番地

職 名	氏 名	住 所
監 事	沼 田 正	神栖市下幡木4042番地 4
〃	内 田 豊 正	鹿嶋市大字鰐川427番地
〃	野 口 量 史	〃 〃 谷原249番地

茨城県告示第660号

神栖市に事務所を置く波崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年 6 月 4 日

茨城県鹿行農林事務所長 小 林 達 也

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	関 川 克 美	鹿嶋市緑ヶ丘三丁目18番 9 号

公 告

●特定非営利活動法人の設立認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年7月23日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成24年 6 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成24年 5 月 23 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 天神の郷

3 代表者の氏名

原中 瑠璃子

4 主たる事務所の所在地

茨城県筑西市木戸332番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ人達等に対して、自立支援事業を中心に「医」「食」「農」を通じた多世代交流の推進に関する事業を行い、共生するまちづくり及び福祉インフラの向上に寄与することを目的とする。

●茨城県立国民宿舎「鶉の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶉の岬」の休業について

茨城県立国民宿舎「鶉の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶉の岬」の設置及び管理に関する条例（昭和46年茨

城県条例第10号) 第3条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり茨城県立国民宿舎「鶉の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶉の岬」について、休業日を設けることとしたので、茨城県立国民宿舎「鶉の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶉の岬」の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和56年茨城県規則第85号)第3条の規定に基づき公告する。

平成24年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 休業日 平成24年9月3日(月)から平成24年9月4日(火)までの2日間
- 2 休業の理由 各種設備点検、施設修繕及び保守、消防通報及び避難誘導訓練等を行うため

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年6月4日

茨城県鹿島下水道事務所長 會 澤 勝 則

[掲載順序]

①落札又は随意契約にかかる物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約にかかる契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合にはその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県深芝処理場で使用する電気約9,504,400キロワット時の供給 ②茨城県鹿島下水道事務所 茨城県神栖市北浜9番地 ③平成24年4月1日 ④東京電力(株)茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤「電気供給約款の特別高圧季節別時間帯別電力B種別」に基づく ⑥随意契約 ⑧地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

①重油 J I S 1種1号 829kl(予定数量) ②茨城県鹿島下水道事務所 茨城県神栖市北浜9番地 ③平成24年3月27日 ④(株)アサイ 茨城県古河市久能500番地 ⑤79,500円/kl(消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦平成24年2月13日

①次亜塩素酸ソーダ(12%) 1,583,000kg(予定数量) ②茨城県鹿島下水道事務所 茨城県神栖市北浜9番地 ③平成24年3月30日 ④日本技建(株) 千葉県船橋市市場5丁目9番22号 ⑤15.0円/kg(消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦平成24年2月20日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年6月4日

茨城県那珂久慈流域下水道事務所 所長 清 代 英 明

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在

地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約による場合はその理由

①24特那久広域第委-2号 焼却灰運搬埋立処分業務委託 予定数量 1,020t ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成24年3月30日 ④新和企業有限会社 茨城県北茨城市磯原町木皿824番地 ⑤37,800円/t (消費税相当額 1,800円を含む。) ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

①24特那久広域第委-6-1号 焼却灰埋立処分業務委託 予定数量 880t ②茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 ③平成24年3月30日 ④向洋産業株式会社 茨城県北茨城市関南町神岡下金ヶ峯2703 ⑤35,700円/t (消費税相当額 1,700円を含む。) ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年6月4日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 井 坂 良

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約による場合はその理由

①霞ヶ浦浄化センターで使用する電気約22,176,500キロワット時の供給 ②茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2-8-1 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社 茨城支店土浦支社 茨城県土浦市千束町4番18号 ⑤電気需給約款(特別高圧)の特別高圧季節別時間帯別電力B及び特別高圧予備電力 ⑥入札不調による随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の2第1項第8号の規定による

①24湖流下第4号 焼却灰処分業務委託 ②茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2-8-1 ③平成24年3月5日 ④財団法人茨城県環境保全事業団 茨城県笠間市福田165-1 ⑤34,060,000円(消費税相当額1,621,904円を含む。) ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

(企 業 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年6月4日

茨城県企業局県中央水道事務所長 鴨 志 田 充 良

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合

には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県企業局県中央水道事務所で使用する電気約2,534,200キロワット時の供給 ②茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685 ③平成24年 3 月30日 ④東京電力株式会社茨城支店水戸支社 茨城県水戸市自由が丘 3 番 57号 ⑤東京電力㈱の電気需給約款に記載されている契約種別「特別高圧季節別時間帯別電力B」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令（昭和27年 9 月 3 日政令第 403号）第21条の14第 1 項第 5 号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県中央水道事務所水戸取水ポンプ所で使用する電気約5,201,300キロワット時の供給 ②茨城県企業局 県中央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685 ③平成24年 3 月30日 ④東京電力株式会社茨城支店水戸支社 茨城県水 戸市自由が丘 3 番57号 ⑤東京電力㈱の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令（昭和27年 9 月 3 日政令第403号）第21条の14第 1 項第 5 号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場で使用する電気約8,197,800キロワット時の供給 ②茨城県企業局県中 央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685 ③平成24年 3 月30日 ④東京電力株式会社茨城支店水戸支社 茨城県水戸市 自由が丘 3 番57号 ⑤東京電力㈱の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥ 随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令（昭和27年 9 月 3 日政 令第403号）第21条の14第 1 項第 5 号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県中央水道事務所涸沼川浄水場で使用する電気約2,621,600キロワット時の供給 ②茨城県企業局県中 央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685 ③平成24年 3 月30日 ④東京電力株式会社茨城支店下館支社 茨城県筑西市 下岡崎三丁目 1 番13号 ⑤東京電力㈱の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力A」を適 用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令（昭和27年 9 月 3 日政令第403号）第21条の14第 1 項第 5 号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県中央水道事務所涸沼川取水場で使用する電気約1,109,600キロワット時の供給 ②茨城県企業局県中 央水道事務所 茨城県那珂市豊喰685 ③平成24年 3 月30日 ④東京電力株式会社茨城支店下館支社 茨城県筑西市 下岡崎三丁目 1 番13号 ⑤東京電力㈱の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力A」を適 用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令（昭和27年 9 月 3 日政令第403号）第21条の14第 1 項第 5 号に基づき随意契約とした。

~~~~~

#### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年 6 月 4 日

茨城県企業局鹿行水道事務所長 白 土 昌 夫

## 〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合には、その理由

①茨城県企業局鹿行水道事務所で使用する電気33,230,000キロワット時の供給 ②茨城県企業局鹿行水道事務所 茨城県鹿嶋市宮中3761-1 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「特別高圧季節別時間帯別電力B」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局鹿行水道事務所鰐川浄水場で使用する電気6,588,200キロワット時の供給 ②茨城県企業局鹿行水道事務所 茨城県鹿嶋市宮中3761-1 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「特別高圧季節別時間帯別電力B」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年6月4日

茨城県企業局県南水道事務所長 茅 根 継 雄

## 〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合には、その理由

①茨城県企業局県南水道事務所で使用する電気約16,071,500キロワット時の供給 ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972 ③平成24年3月30日 ④東京電力株式会社茨城支店土浦支社 茨城県土浦市千束町4番18号 ⑤東京電力株式会社の電気需給約款に記載されている契約種別「特別高圧季節別時間帯別電力B」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県南水道事務所木原取水場で使用する電気約7,394,000キロワット時の供給 ②茨城県企業局県南水道

事務所 茨城県土浦市大岩田2972 ③平成24年3月30日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力株式会社の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用  
⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場で使用する電気約10,186,380キロワット時の供給 ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972 ③平成24年3月30日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力株式会社の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場で使用する電気約4,461,300キロワット時の供給 ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972 ③平成24年3月30日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力株式会社の電気需給約款に記載されている契約種別「高圧季節別時間帯別電力」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

#### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成24年6月4日

茨城県企業局県西水道事務所長 石 浜 正 美

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県企業局県西水道事務所で使用使用する電気約2,854,100キロワット時の供給 ②茨城県企業局県西水道事務所 茨城県筑西市辻2382番地 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店下館支社 茨城県筑西市下岡崎三丁目1番地13 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「15高圧季節別時間帯別電力(2)契約電力が500キロワット未満の場合(高圧季節別時間帯別電力A)」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場で使用する電気約5,887,400キロワット時の供給 ②茨城県企業局県西水道事務所 茨城県筑西市辻2382番地 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「15高圧季節別時間帯別電力(2)契約電力



が500キロワット以上の場合」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場で使用する電気約1,892,900キロワット時の供給 ②茨城県企業局県西水道事務所 茨城県筑西市辻2382番地 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店土浦支社 茨城県土浦市千束町4番18号 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「15高圧季節別時間帯別電力(2)契約電力が500キロワット未満の場合(高圧季節別時間帯別電力A)」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場小山取水所で使用する電気約1,907,200キロワット時の供給 ②茨城県企業局県西水道事務所 茨城県筑西市辻2382番地 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「15高圧季節別時間帯別電力(2)契約電力が500キロワット未満の場合(高圧季節別時間帯別電力A)」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場板戸井取水所で使用する電気約809,100キロワット時の供給 ②茨城県企業局県西水道事務所 茨城県筑西市辻2382番地 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「15高圧季節別時間帯別電力(2)契約電力が500キロワット未満の場合(高圧季節別時間帯別電力A)」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

①茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場東町取水所で使用する電気約2,068,200キロワット時の供給 ②茨城県企業局県西水道事務所 茨城県筑西市辻2382番地 ③平成24年4月1日 ④東京電力株式会社茨城支店竜ヶ崎支社 茨城県龍ヶ崎市寺後3626番地1 ⑤東京電力(株)の電気需給約款に記載されている契約種別「15高圧季節別時間帯別電力(2)契約電力が500キロワット未満の場合(高圧季節別時間帯別電力A)」を適用 ⑥随意契約 ⑧緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号に基づき随意契約とした。

---

## 訓 令

---

(教 育 委 員 会)

### 茨城県教育委員会訓令第4号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年6月4日

茨城県教育委員会委員長 大久保 博 之

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ひたちなか地区小砂住宅の項，大子地区住宅の項，石岡地区東田中住宅の項及び桜川地区住宅の項を削る。

付 則

この訓令は，公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)